

1. 全社的な再発防止対策の基本的考え方について



2. 全社的な再発防止対策の概要について

当社は、平成14年の原子力発電所における点検・補修作業に係る不祥事以降、再発防止対策として「4つの約束」を公表し、「しない風土」と「させない仕組み」の構築をめざし、グループの総力をあげて企業倫理・法令遵守、安全確保・品質管理の徹底、情報公開などに取り組んできました。しかしながら、今回新たに調査を実施したところ、水力・火力・原子力の発電設備に関するデータ改ざんや法令手続きの不備など、不適切な取り扱い事案が明らかとなりました。こうした事態に対する強い反省をふまえ、今後、東京電力グループ全体として「しない風土」と「させない仕組み」を充実し、徹底するとともに、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める取り組みとして「言い出す仕組み」を構築し、実施していくこととします。

特に、原子力発電所の運営につきましては、立地地域の理解と信頼の確保が不可欠との原点に立ち戻り、今一度、安全を最優先する意識を徹底して、安全・品質の向上に努めてまいります。発電所の運転・運営状況に関しましては、情報を立地地域に積極的にわかりやすい形で発信し、ご説明するとともに、いただいたご意見に真摯に耳を傾け、業務運営に反映していく仕組みを一層強化してまいります。

立地地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまからの信頼を得ることが、東京電力グループの事業活動の基盤であることを改めて肝に銘じ、再発防止対策の確実な実施に向けて取り組んでまいります。

意識面(しない風土)の対策

注：【 】内は、実施予定時期を示す。

これまで、「企業倫理遵守に関する行動基準」を定めるとともに、企業倫理に関する研修活動や企業倫理を遵守した業務運営の実践・定着に取り組んできました。今回の点検の結果、仕事の基本が徹底されていなかったこと、部門の特性・実態に応じた活動が不十分であることなどの課題があったことから、「しない風土」の取り組みについて以下のとおり充実する。

「企業倫理遵守に関する行動基準」の規定内容の充実

これまで不十分であった企業倫理遵守に関する行動が、実践すべき行動としてより具体的かつ明確になるよう、現行の「企業倫理遵守に関する行動基準」の規定を充実する。

データの適正な記録・管理、法令等の確認・解釈の仕方など仕事をするにあたっての基本姿勢、保安規定遵守の重要性、設備の建設・運転・管理に携わる者のあるべき姿勢・心構え、日常業務における問題発見努力と適正な改善、役員・管理職に求められる心構え、行政への事故報告等を含む事業運営の透明性確保等について行動基準の内容を充実。【5月改定】

部門・職場の特性等を念頭ににおいた企業倫理研修の充実

仕事の基本、技術者倫理および行動基準の徹底を図るべく、技術者倫理研修の充実、管理職への研修の必修化、企業倫理意識向上に資する効果的な研修ツールの開発など、企業倫理研修の見直しを行う。

eラーニングの受講、およびその後のグループ討議の実施などにより、全社員に対して仕事の基本の徹底を図るとともに、設備部門の社員を対象に、安全最優先、法令・保安規定等の遵守、適切な事故報告の重要性を念頭に、技術者倫理を徹底する。【8月開始(eラーニング)、6月開始(技術者倫理研修)】
管理職に対する研修を必修化し、その役割に応じて求められる、ケース・メソッド等の研修を実施。【4月開始】
それぞれの部門の不適切行為を題材にした事例集を作成・活用し、企業倫理研修を充実。【4月開始】

企業倫理遵守に関する宣誓書への署名

役員・社員の一人ひとりが、企業倫理遵守に向けた意識をさらに高めるため、「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守して行動する旨の宣誓書に署名する。

「企業倫理遵守に関する行動基準」の改定(対策)の主旨および内容について、役員・社員の一人ひとりが十分に理解したうえで、宣誓書に署名。
【5月～6月実施】

部門間、事業所間のより一層の人材交流の推進

原子力部門では他部門との人材交流を随時実施しているが、原子力以外の部門においても部門間、事業所間の人材交流を推進する。

原子力部門、工務部門(水力発電設備、流通設備)、火力部門等において、より一層、部門間および事業所間の人材交流を推進。【7月実施】

仕組み面(させない仕組み)の対策

これまで、全ての規程・マニュアルを対象に見直しを行うとともに、その維持管理の仕組みの整備を進めてきた。今回の点検の結果、規程・マニュアルの定着、内部監査における監査対象・チェック方法が不十分であることなどの課題があったことから、「させない仕組み」の取り組みについて以下のとおり充実する。

第一線職場の設備や業務実態に適合した規程・マニュアルへの見直し

今回の点検結果を規程・マニュアルに適切に反映するとともに、社員の法令や規程・マニュアルを遵守する意識をより高揚させるための指導・教育を継続して実施する。

今回の点検結果を規程・マニュアルへ適切に反映。【6月実施】
業務運営実態とルールとの整合性、特にデータの正確性、法令手続きの適切性に関するルールの整備状況を重点事項に設定して確認を行い、全社大で規程・マニュアルを充実。【8月までに実施】
全社員必修としたeラーニングを活用して、規程・マニュアルを遵守した業務運営の徹底や、疑義・改善要望の活発な提言に向けた教育を実施。【8月開始】

内部監査機能の強化・充実

今回策定した再発防止対策について、的確かつ有効に実施され、また必要な見直しが行われているかを内部監査部門が確認するとともに、内部監査の対象範囲と内容の見直しを行う。

社内監査において、再発防止対策の実施状況を確認することとし、再発防止対策の職場への定着状況を確認。【10月開始】
保安監査において、電気事業法に加え河川法についても監査対象とするとともに、社外提出データの適切性の確認を監査項目に追加。【7月開始】
原子力部門における業務品質監査について、年度方針に再発防止の視点を織り込み、監視機能を充実。【4月開始】

仕組み面(言い出す仕組み)の対策

これまで「何でも言える職場」をめざし、階層間・部門間・グループ会社間のオープンなコミュニケーションに努めてきた。今回の点検の結果、問題を抱え込みがちな現場への本店サポート、業務プレッシャー・苦手意識を克服するためのサポートが不十分であったことなどの課題があったことから、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を以下のとおり構築する。

立地地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みの強化

原子力部門では、立地地域・社会のご意見に耳を傾け、話し合うことを重視する価値観を、職責毎に定める行動規範に明記するとともに、本店及び原子力発電所に委員会組織を設置し、立地地域・社会の声を本店及び発電所の業務に反映し、成果をフィードバックする機能を強化する。

物言うことを良しとする価値観、社外のようなステークホルダーのご意見を聴き、話し合うことを重要視する価値観を浸透させるために、原子力部門では、職責毎に「基本的行動規範」を制定。【7月制定】
立地地域の声を本店および原子力発電所の業務や広報活動に反映し、成果を地域にフィードバックすることを促進するため、原子力発電所及び本店それぞれに委員会組織を設置。【4月設置】

業務の点検月間の設置等による業務の集中的見直しの実施

法令・社内規程等のルールを遵守し、仕事の基本を徹底する観点から、グループ討議の活用など、定期的な業務の見直しの機会を設ける。これにより、問題行為・リスクの確認および是正や業務改善に向けたテーマを設定し、業務の見直しを促進する。

法令・社内規程等のルールに対する不備・不平等について、現在または将来に問題が発生することが想定される事項を洗い出し、全社大で集中的に業務の見直しを行うための「業務の点検月間」を設置。【5月開始】
洗い出しに当たっては、各本店業務主管部門がそれぞれのリスクのうち、優先順位の高いものからテーマを選定し、各職場においてグループ討議を実施。
洗い出された事例については、改善処置を検討し、業務の見直しを行うとともに、重大な法令違反等が確認された場合は、速やかに情報を公開。

設備のトラブルや不具合を管理する仕組みの充実

原子力発電所では、全ての不適合事象について管理する仕組みの導入により、設備のトラブルや不具合に関し言い出しやすい環境が醸成されており、これを参考に適切な対応策を検討する仕組みを整備する。

水力・火力発電部門のトラブルや不具合に関するノウハウやナレッジを共有化し、類似トラブルの再発を確実に防止するための対策を更に充実させ、広くデータ収集を行うことにより、データ異常値の真の原因を追究。
水力部門においては、業務の品質向上を目的に平成18年5月に構築した不具合管理の仕組みを活用して、トラブルの確実な対策実施と再発防止を徹底。
【4月開始】

火力部門においては、当面既存のシステムを活用し、不具合の確実な対策実施と再発防止を徹底するが、さらなる情報共有を図るため、既存システムを再構築。
【4月開始、10月システム改修】

日本原子力技術協会との連携を強化し、同協会の「原子力施設情報公開ライブラリー(ニューシア)」に登録するトラブル情報や対策を一層共有。

業務プレッシャー等から第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポートの強化

個人・職場が悩みを抱え込まないよう、本店の業務主管部門と第一線職場とのコミュニケーションの充実、法令・社内規程の解釈等のサポートなど、第一線職場のサポート体制を充実する。

本店の業務主管部門と第一線職場とのコミュニケーションの充実を図るため、本店管理職が第一線職場を訪問しての意見交換や、技術的課題や法令・社内規程の解釈について気軽に連絡・相談できるサポート体制を強化。【7月実施】
企業倫理相談窓口(平成14年10月設置)は、公益通報者保護法施行に伴い、周知とフォローアップの充実を行い、主要子会社の相談窓口体制や運営規程を整備してきたが、今回の問題を踏まえて、企業倫理相談窓口の全社員へのさらなる周知・徹底を行うとともに、各職場の企業倫理担当への相談体制を充実。
【4月開始】

第一線職場支援のための法務・コンプライアンス機能の強化

第一線職場の隅々まで入り込んでコンプライアンス上の問題を掘り起こし、解決する仕組みを整備するため、要員・体制を強化する。

本店法務セクションの要員・体制を強化し、以下の取り組みを実施する。

- ・ 全職場からの直接の法律相談受付ライン(ヘルプライン)の整備
- ・ 本店法務セクションが全事業所に赴く「出前法律相談」の実施
- ・ 法律相談事例を踏まえた法律関係手引書の充実
- ・ 法務担当者の他部門・店所との人材交流の一層の拡大

【7月開始】

原子力部門の業務運営の見直し

原子力発電所が抱える課題や悩みを軽減するために、原子力発電所と本店が一体となった業務運営をより強力に推進するとともに、原子力発電所の運転・定期検査の管理・支援体制を明確化し、原子力発電所の安全・安定運転への支援を充実するなど、原子力部門の業務運営の見直しを行う。

原子力・立地本部に、品質管理と安全管理の責任箇所として「原子力品質・安全部」を、設備の中長期的な課題への計画的な対応や設備管理の統括をする箇所として「原子力設備管理部」を新たに設置し、これに伴い、「原子力技術・品質安全部」を廃止。【4月1日実施済】